

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	千葉市 介護保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千葉市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

千葉市長

## 公表日

令和7年3月24日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務のうち主務省令で定める事務
②事務の概要	<p>介護保険制度の運用のため、介護保険法に基づく、介護保険被保険者の資格管理、受給者管理、給付管理及び保険料の賦課・徴収を行う(介護予防・日常生活支援総合事業に関する事務を含む)。</p> <p>市町村は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)及び厚生労働省令の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>① 介護保険被保険者の資格の取得・変更・喪失に係る届出            ② 住所地特例の適用・変更に係る届出            ③ 被保険者証の交付申請            ④ 要介護・要支援認定申請(サービス検索・電子申請機能での受領を含む)            ⑤ 要介護・要支援更新認定申請(サービス検索・電子申請機能での受領を含む)            ⑥ 要介護・要支援区分変更申請(サービス検索・電子申請機能での受領を含む)            ⑦ 被保険者証・負担割合証の再交付(サービス検索・電子申請機能での受領を含む)            ⑧ サービス種類の指定の変更申請            ⑨ 高額介護サービス費・高額介護予防サービス費等の支給申請(サービス検索・電子申請機能での受領を含む)            ⑩ 高額医療合算介護サービス費等の支給申請            ⑪ 負担限度額認定申請(サービス検索・電子申請機能での受領を含む)            ⑫ 特例居宅介護・予防サービス費の支給申請            ⑬ 福祉用具購入費・住宅改修費の支給申請(サービス検索・電子申請機能での受領を含む)            ⑭ 居宅介護サービス計画作成依頼に係る届出(サービス検索・電子申請機能での受領を含む)            ⑮ 介護保険給付の支払方法の変更、一次差止め、給付制限に関する事務            ⑯ 介護保険料の賦課・徴収に関する事務</p>
③システムの名称	介護保険システム、中間サーバ、業務共通システム(庁内連携システム/宛名システム)、伝送通信ソフト、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)資格ファイル、(2)認定ファイル、(3)受給ファイル、(4)給付ファイル、(5)賦課・収滞納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)第9条第1項、別表100の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第50条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 実施する ]</p> <p>1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】(他機関→千葉市)</p> <p>○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「命令」という。)</p> <p>第2条の表(第2, 3, 6, 7, 11, 15, 27, 38, 42, 56, 65, 69, 70, 80, 83, 86, 87, 108, 115, 116, 125, 128, 132, 137, 144, 158, 161の項)</p> <p>【情報照会の根拠】(千葉市→他機関)</p> <p>○番号法第19条第8号及び命令第2条の表(第131, 132の項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	介護保険管理課
②所属長の役職名	介護保険管理課長

<b>6. 他の評価実施機関</b>	
なし	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所5階 総務局 総務部 政策法務課 市政情報室 043-245-5717
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所9階 千葉市役所 保健福祉局 高齢障害部 介護保険管理課 043-245-5061
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b> <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 30万人以上 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月29日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人以上 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月29日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<p>[ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>		<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価書</p> <p>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書</p> <p>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
<p>目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ]委託しない</span>		
<p>委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ]提供・移転しない</span>		
<p>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・介護認定申請・給付関係の申請等を窓口で受け付けた場合は、本人の個人番号カード又は通知カード、運転免許証、旅券、被保険者証、身分証明証(介護保険法に基づく提出代行の場合)により本人の情報であることを窓口で確認している。 ・特定個人情報を記録した紙媒体は定められた保管場所で施錠管理等を行い、漏洩・紛失を防止する。 ・紙媒体を窓口で受け取り後、事務処理が完了したら、速やかに保管場所で管理するよう徹底する。 ・保存期間経過後、速やかに廃棄するよう徹底する。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ <input type="radio"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ ]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-5 評価実施機関における担当部署	介護保険課	介護保険管理課		
平成29年4月1日	I-8 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	介護保険課	介護保険管理課		
令和2年2月14日	I-5 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	高石 憲一	介護保険管理課長	事後	
令和2年2月14日	IVリスク対策		新規	事後	
令和2年2月14日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>介護保険制度の運用のため、介護保険法に基づく、介護保険被保険者の資格管理、受給者管理、給付管理及び保険料の賦課・徴収を行う(介護予防・日常生活支援総合事業に関する事務を含む)。</p> <p>市町村は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)及び厚生労働省令の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>① 介護保険被保険者の資格の取得・変更・喪失に係る届出 ② 住所地特例の適用・変更に係る届出 ③ 被保険者証の交付申請 ④ 要介護・要支援認定申請(サービス検索・電子申請機能での受領を含む) ⑤ 要介護・要支援更新認定申請(サービス検索・電子申請機能での受領を含む) ⑥ 要介護・要支援区分変更申請(サービス検索・電子申請機能での受領を含む) ⑦ 被保険者証・負担割合証の再交付(サービス検索・電子申請機能での受領を含む) ⑧ サービス種類の指定の変更申請 ⑨ 高額介護サービス費・高額介護予防サービス費等の支給申請(サービス検索・電子申請機能での受領を含む) ⑩ 高額医療合算介護サービス費等の支給申請 ⑪ 負担限度額認定申請(サービス検索・電子申請機能での受領を含む) ⑫ 特例居宅介護・予防サービス費の支給申請 ⑬ 福祉用具購入費・住宅改修費の支給申請(サービス検索・電子申請機能での受領を含む) ⑭ 居宅介護サービス計画作成依頼に係る届出(サービス検索・電子申請機能での受領を含む) ⑮ 介護保険給付の支払方法の変更、一次差止め、給付制限に関する事務 ⑯ 介護保険料の賦課・徴収に関する事務</p>	<p>介護保険制度の運用のため、介護保険法に基づく、介護保険被保険者の資格管理、受給者管理、給付管理及び保険料の賦課・徴収を行う(介護予防・日常生活支援総合事業に関する事務を含む)。</p> <p>市町村は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)及び厚生労働省令の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>① 介護保険被保険者の資格の取得・変更・喪失に係る届出 ② 住所地特例の適用・変更に係る届出 ③ 被保険者証の交付申請 ④ 要介護・要支援認定申請(サービス検索・電子申請機能での受領を含む) ⑤ 要介護・要支援更新認定申請(サービス検索・電子申請機能での受領を含む) ⑥ 要介護・要支援区分変更申請(サービス検索・電子申請機能での受領を含む) ⑦ 被保険者証・負担割合証の再交付(サービス検索・電子申請機能での受領を含む) ⑧ サービス種類の指定の変更申請 ⑨ 高額介護サービス費・高額介護予防サービス費等の支給申請(サービス検索・電子申請機能での受領を含む) ⑩ 高額医療合算介護サービス費等の支給申請 ⑪ 負担限度額認定申請(サービス検索・電子申請機能での受領を含む) ⑫ 特例居宅介護・予防サービス費の支給申請 ⑬ 福祉用具購入費・住宅改修費の支給申請(サービス検索・電子申請機能での受領を含む) ⑭ 居宅介護サービス計画作成依頼に係る届出(サービス検索・電子申請機能での受領を含む) ⑮ 介護保険給付の支払方法の変更、一次差止め、給付制限に関する事務 ⑯ 介護保険料の賦課・徴収に関する事務</p>	事前	
令和5年3月31日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム、中間サーバ、業務共通システム(庁内連携システム/宛名システム)、伝送通信ソフト	介護保険システム、中間サーバ、業務共通システム(庁内連携システム/宛名システム)、伝送通信ソフト、申請管理システム	事前	
令和5年3月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒260-8722 千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター2階 千葉市役所 総務局 総務部 政策法務課 市政情報室 043-245-5716	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所5階 千葉市役所 総務局 総務部 政策法務課 市政情報室 043-245-5717	事後	
令和5年3月31日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ 連絡先	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所1階 千葉市役所 保健福祉局 高齢障害部 介護保険管理課 043-245-5061	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所9階 千葉市役所 保健福祉局 高齢障害部 介護保険管理課 043-245-5061	事後	
令和7年3月24日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)別表第一の68及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「主務省令」という)第50条 番号法別表第二の93及び94並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条及び第47条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)第9条第1項、別表100の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第50条	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月24日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる ②法令上の根拠	番号法別表第二の93及び94並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条及び第47条	【情報提供の根拠】(他機関→千葉市) ○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「命令」という。) 第2条の表(第2, 3, 6, 7, 11, 15, 27, 38, 42, 56, 65, 69, 70, 80, 83, 86, 87, 108, 115, 116, 125, 128, 132, 137, 144, 158, 161の項)  【情報照会の根拠】(千葉市→他機関) ○番号法第19条第8号及び命令第2条の表(第131, 132の項)	事後	法改正に伴う条項等の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和7年3月24日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	記載なし	十分である	事前	
令和7年3月24日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業判断の根拠	記載なし	・介護認定申請・給付関係の申請等を窓口で受け付けた場合は、本人の個人番号カード又は通知カード、運転免許証、旅券、被保険者証、身分証明証(介護保険法に基づく提出代行の場合)により本人の情報であることを窓口で確認している。 ・特定個人情報を記録した紙媒体は定められた保管場所で施錠管理等を行い、漏洩・紛失を防止する。 ・紙媒体を窓口で受け取り後、事務処理が完了したら、速やかに保管場所で管理するよう徹底する。 ・保存期間経過後、速やかに廃棄するよう徹底する。	事前	
令和7年3月24日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する	事前	